

青森県報

第二千三百七十号

平成十六年
八月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生

(団体経営課) …… 一

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

(障害福祉課) …… 一

河川整備計画の案の縦覧

(河川砂防課) …… 二

県有地の売却に係る一般競争入札

(経 理 課) …… 二

右 同

(同) …… 三

出先機関

道路の位置の指定

(むつ県土整備事務所) …… 三

教育委員会

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

(県立学校課) …… 四

正 誤

平成十六年八月十六日定例公告中

(経営振興課) …… 四

告 示

青森県告示第五百五十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町三八 富田 重基 西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一〇〇の三 田澤 憲一	区 域	鰯ヶ沢区域	区 分	総トン数二十トン以上 百トン未満の漁船によ り行う底びき網漁業及 び総トン数十トン以上 二十トン未満の漁船に より行ういかつり漁業
----------------	---	-----	-------	-----	--

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例(平成十年十月青森県条例第四十六号)第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十六年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	適在 地	種 類	交付年月日
マックスバリユおお わに店	南津軽郡大鰐町大字大鰐字前 田二七外	物品販売 用店舗	平成一六・八・七
有料老人ホームかわ らまち・デイサービス センターにここにこ プラザ五戸	三戸郡五戸町字川原町西裏五 の八〇外	保健・福 祉施設	"

河川整備計画の案の縦覧

二級河川脇野沢川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

1 河川整備計画の案に関する書類

2 公聴会に関する書類

3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十六年八月二十五日から同年九月七日まで

三 縦覧の場所

青森県県土整備部河川砂防課及びむつ県土整備事務所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

1 意見書の様式及び記載事項

任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十六年九月十四日

3 意見書の提出先

青森県県土整備部河川砂防課

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十六年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
十和田市西十一番町三八〇の二二	宅地	二六四・五三平方メートル

二 予定価格

六百八十八万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

十和田市西十一番町三八〇の二二

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
十和田市西十二番町二〇の二二
青森県十和田合同庁舎二階C会議室

2 日時

平成十六年九月二十八日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十六年九月十七日午後一時三十分から、十和田市西十一番町三八〇の二二において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成十六年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
上北郡野辺地町字大平下六二の一	宅地	六〇五・五二平方メートル

二 予定価格

四百八十三万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

上北郡野辺地町字大平下六二の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一
青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

十和田市西十二番町二〇の二二
青森県十和田合同庁舎二階C会議室

2 日時

平成十六年九月二十八日 午前十一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十六年九月十七日午後二時三十分から、上北郡野辺地町字大平下六二の一において現場説明を行う。

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七條の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年八月二十五日

むつ県土整備事務所長 南 山 一 雄

位 置	延 長	幅 員	指 定 日 期
むつ市大字田名部字品ノ木三四の七一三	六六・九二メートル	六・〇五メートル	平成十六年八月二十五日

教 育 委 員 会

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月二十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十二号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四の次に次の一条を加える。

（学校付）

- 第十五条の五 学校に、学校付を置くことができる。
- 2 学校付は、特に命ぜられた職務に従事する。
- 3 学校付は、校長の意見をきき、委員会が命ずる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

経 営 振 興 課

発行年月日 平成十六年八月二十五日	発行番号 第二三六六号	区分 公告	ページ 三	段 上	行 表中	誤 一六・二・二三	正 一七・三・二三
----------------------	----------------	----------	----------	--------	---------	--------------	--------------

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭